

「南海トラフ地震臨時情報」発表時の学校
における対応方針（案）について

「南海トラフ地震臨時情報」発表時の学校 における対応方針（案）の概要

1 経緯

- 平成30年12月 県の対応方針
「徳島県南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応方針」
- 平成31年 1月 第1回 対応方針検討委員会
- 平成31年 2月 第2回 対応方針検討委員会
- 平成31年 3月 国のガイドライン
「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」
- 令和 元年 6月 第3回 対応方針検討委員会

2 策定の趣旨

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」発表され、巨大地震の発生が差し迫った状況下では、児童生徒の安全を最優先する必要がある。そこで、児童生徒の安全確保を図りつつ、学校教育活動をより持続可能なものとするための基本的な対応方針を策定する。

3 内容

(1) 対象 県立学校（特別支援学校を含む）

(2) 臨時情報発表時の学校の対応

判断基準		南海トラフ地震臨時情報	
校種	地理的条件	巨大地震警戒 「半割れケース」	巨大地震注意 「一部割れケース」/ 「ゆっくりすべりケース」
高校	・津波浸水想定区域内 ・土砂災害警戒区域内 ・上記の隣接地域	対応A	対応C
中学	・上記以外の地域	対応B	対応C
特別支援	・地理的条件に関係なく	対応A	対応C

- 対応A** 1週間程度の臨時休業（週休日・休日を含む）
…海部，鳴門，穴吹高校など高校20校＋特別支援11校
- 対応B** 原則として，3日間の臨時休業（週休日・休日を含む）
…川島，吉野川，阿波高校など高校13校
理由：児童生徒の安全確保を最優先とするため
- 対応C** 注意対応をとりながら，原則として，学校活動を継続

(3) 学校再開について

- 対応A** 国から避難等の解除の呼びかけを受けて，学校を再開
- 対応B** 原則，3日間の臨時休業の後，学校を再開

※以上の内容等について、臨時情報が発表されてからの学校の防災対応を、

対応A **対応B** **対応C** ごとに、タイムラインで具体的に示した。

4 今後のスケジュール

県立学校及び市町村教育委員会に周知

※この方針にかかわらず、地震が発生したら、学校は児童生徒等の安全確保を最優先に、臨機応変に対応するよう周知徹底を図る。

「南海トラフ地震臨時情報」発表時の 学校における対応方針（案）

目 次

はじめに

平成30年12月、徳島県は、気象庁から発表される「南海トラフ地震臨時情報」（以下、「臨時情報」という。）を活用することにより、人的・物的被害を軽減し「死者ゼロ」を実現するため、「住民避難の対応方針」として、「徳島県南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応方針」（以下、「県対応方針」という。）を策定した。

この「県対応方針」及び平成31年3月、国が策定した「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」を踏まえ、徳島県教育委員会では、地震・津波等から児童生徒等の生命を守ることを最優先に、本県にも巨大地震の発生が差し迫った状況下で、県立学校での学校教育活動を継続するための基本となる対応方針を取りまとめた。

今後は、各学校において、「臨時情報」発表時の学校の場面について、より具体的に想起した上で、学校教育活動がより持続可能なものとなるよう事前の備えを進める必要がある。

目次

はじめに

目次

I 南海トラフ地震に関連する情報

- 1 気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の典型的な3つのケースについて
(1)【半割れ（大規模地震）／被害甚大ケース】・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
(2)【一部割れ（前震可能性地震）】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
(3)【ゆっくりすべり／被害なしケース】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

II 巨大地震警戒対応における情報の流れのイメージ・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

III 「南海トラフ地震臨時情報」に基づく学校の対応方針・・・・・・・・・・・・ 4

IV 学校の対応

- 対応A・・ 6
- 対応B・・ 8
- 対応C・・ 10

V 教職員の配備体制について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

I 南海トラフ地震に関する情報

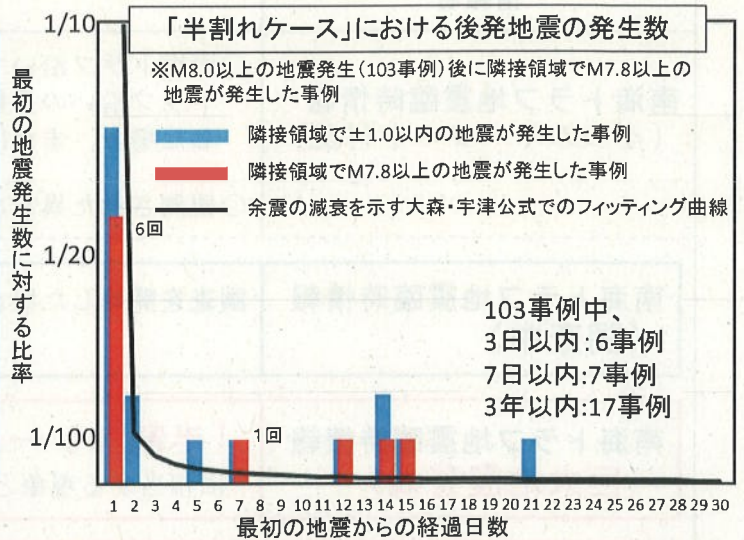
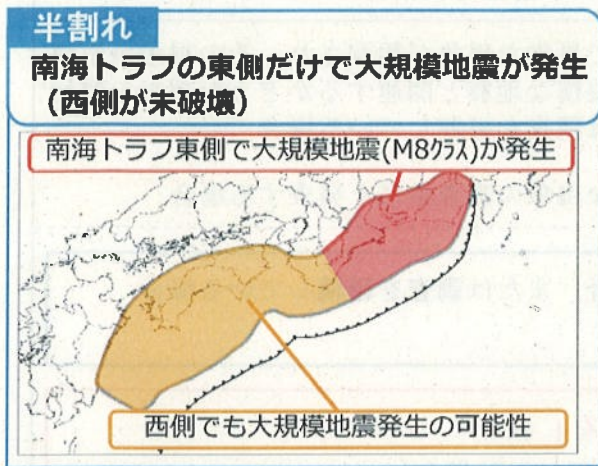
1 気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」について

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 (4つのキーワード付記)	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	調査を開始した場合、または調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	「半割れケース」に相当する現象と評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	「一部割れケース」/「ゆっくりすべりケース」に相当する現象と評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	(巨大地震警戒)(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし臨時情報を発表する場合を除く)

2 南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の典型的な3つのケースについて

(1) 【半割れ（大規模地震）／被害甚大ケース】

南海トラフの東側（または西側）の領域で大規模地震（M8クラス）が発生した場合を想定



直近2回の地震は**時間差で発生**
●安政東海地震・安政南海地震（32時間）
●昭和東南海地震・昭和南海地震（2年間）

最初の地震の発生日	最初の地震の規模	時間差	後発の地震の規模	最初の地震の発生領域等
2011/3/11	M9.1	29分後	M7.9	東北地方太平洋沖地震
2012/4/11	M8.6	2時間後	M8.3	スマトラ島沖
2000/11/16	M8.0	3時間後	M7.8	バブアニューギニア島沖
1968/5/16	M8.2	10時間後	M7.9	十勝沖
2007/9/12	M8.5	13時間後	M7.9	スマトラ島沖
1923/9/1	M8.1	1日後	M7.8	大正関東地震
1963/10/13	M8.5	7日後	M7.8	択捉島沖
1971/7/14	M8.0	12日後	M8.1	バブアニューギニア島沖
1905/7/9	M8.0	14日後	M8.3	モンゴル
1932/6/3	M8.1	15日後	M7.8	メキシコ

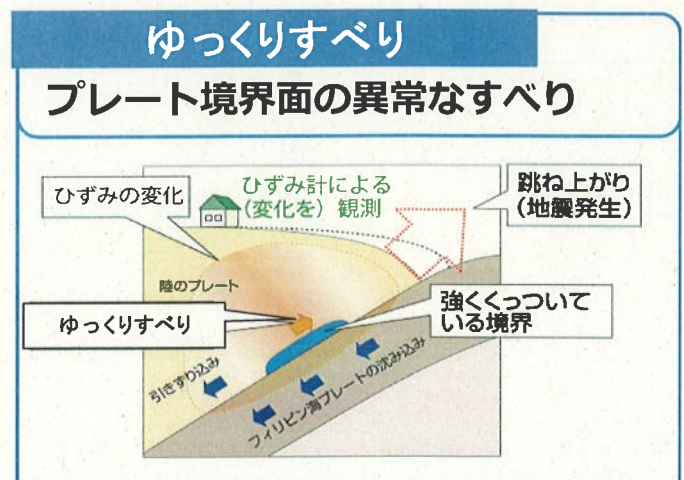
(2) 【一部割れ（前震可能性地震） ／被害限定ケース】

南海トラフ沿いで大規模地震に比べて一回り小さい地震（M7クラス）が発生した場合を想定



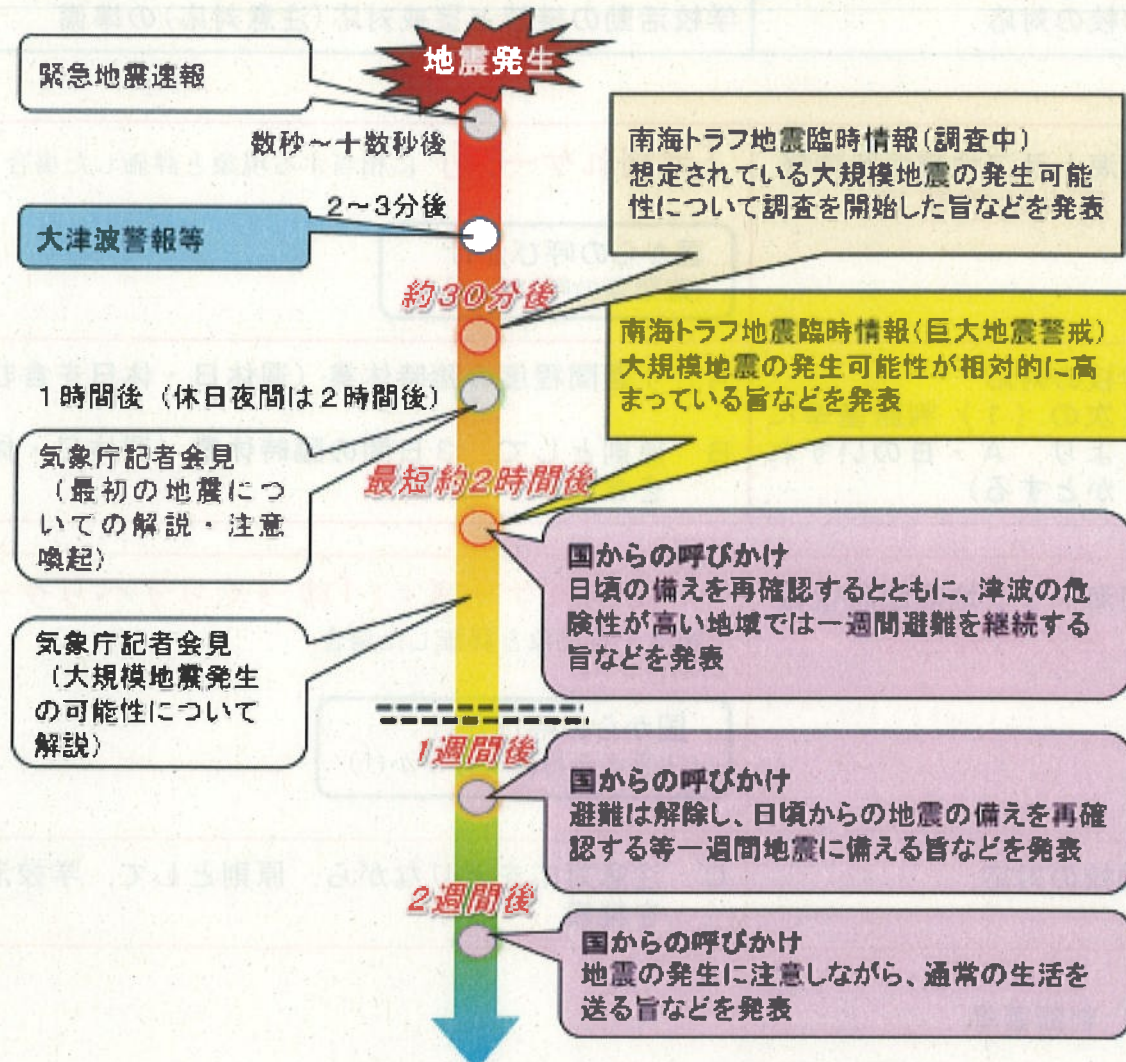
(3) 【ゆっくりすべり／被害なしケース】

東海地震の判定基準とされるようなプレート境界面でのすべりやこれまで観測されることがないような大きなゆっくりすべりが見られた場合を想定



II 「巨大地震警戒対応」における情報の流れのイメージ

- 地震発生から最短2時間後、後発地震発生の可能性が高いと評価された場合には、気象庁からその旨政府に報告
- 政府は、地方公共団体に対してあらかじめ定めた防災対応を1週間取るべき旨を指示
- 1週間経過後、被災地を除いて避難を解除するとともに引き続き警戒を呼びかけ



※南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の発表後は、随時、「南海トラフ地震関連解説情報」で地震活動や地殻変動の状況を発表

「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン(第1版)」より

Ⅲ 「南海トラフ地震臨時情報」に基づく学校の対応方針

1

南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合；または調査を継続している場合
学校の対応	学校活動の継続と警戒対応(注意対応)の準備

2

南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	「半割れケース」に相当する現象と評価した場合 国からの呼びかけ (避難等の呼びかけ)
学校の対応 (次の(1)判断基準により、A・Bのいずれかとする)	A 1週間程度の臨時休業(週休日・休日を含む) B 原則として、3日間の臨時休業(週休日・休日を含む)

南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	「一部割れケース」/「ゆっくりすべりケース」に相当する現象と評価した場合 国からの呼びかけ (注意する措置の呼びかけ)
学校の対応	C 注意対応をとりながら、原則として、学校活動を継続

(1) 判断基準

- ① 学校の種類による分類
 - ア 中学校・高等学校(自力で避難が可能)
 - イ 特別支援学校(避難する際、配慮や支援が必要)
- ② 学校の地理的条件による分類
 - ア 津波浸水の可能性
 - (ア) 津波浸水想定区域内または隣接している地域等
 - (イ) 津波浸水想定区域外
 - イ 土砂災害の可能性
 - (ア) 土砂災害警戒区域内または隣接している地域等
 - (イ) 土砂災害警戒区域外
- ③ 観測された異常現象による分類
 - ア 半割れ
 - イ 一部割れ、ゆっくりすべり

(2) 各学校別の対応一覧

中学校・高等学校	巨大地震警戒 (半割れ)	巨大地震注意 (一部割れ, ゆっくりすべり)
「津波浸水または土砂災害」の 可能性が高い	A	C
「津波浸水かつ土砂災害」の 可能性が低い	B	C

特別支援学校	巨大地震警戒 (半割れ)	巨大地震注意 (一部割れ, ゆっくりすべり)
学校の地理的条件に関係なく	A	C

3

国からの呼びかけ	国からの呼びかけ (注意する措置解除)
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	(巨大地震警戒)(巨大地震注意) のいずれにも 当てはまらない現象と評価した場合
学校の対応	平常の学校活動を継続

注1 国からの呼びかけ(注意する措置解除)が発表されても, 巨大地震発生の可能性はなくなったわけではないことに留意すること。

注2 津波浸水想定及び土砂災害警戒区域については, 徳島県総合地図提供システム(徳島県HP)を参照のこと。

○津波浸水想定

防災・減災マップ <https://maps.pref.tokushima.lg.jp/bousai/>



- ・学校位置
 - ・浸水想定
 - ・土砂災害警戒区域
 - ・土砂災害危険箇所
 - ・震度分布
- 等が確認できます

○土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等マップ <https://maps.pref.tokushima.lg.jp/landslide/>

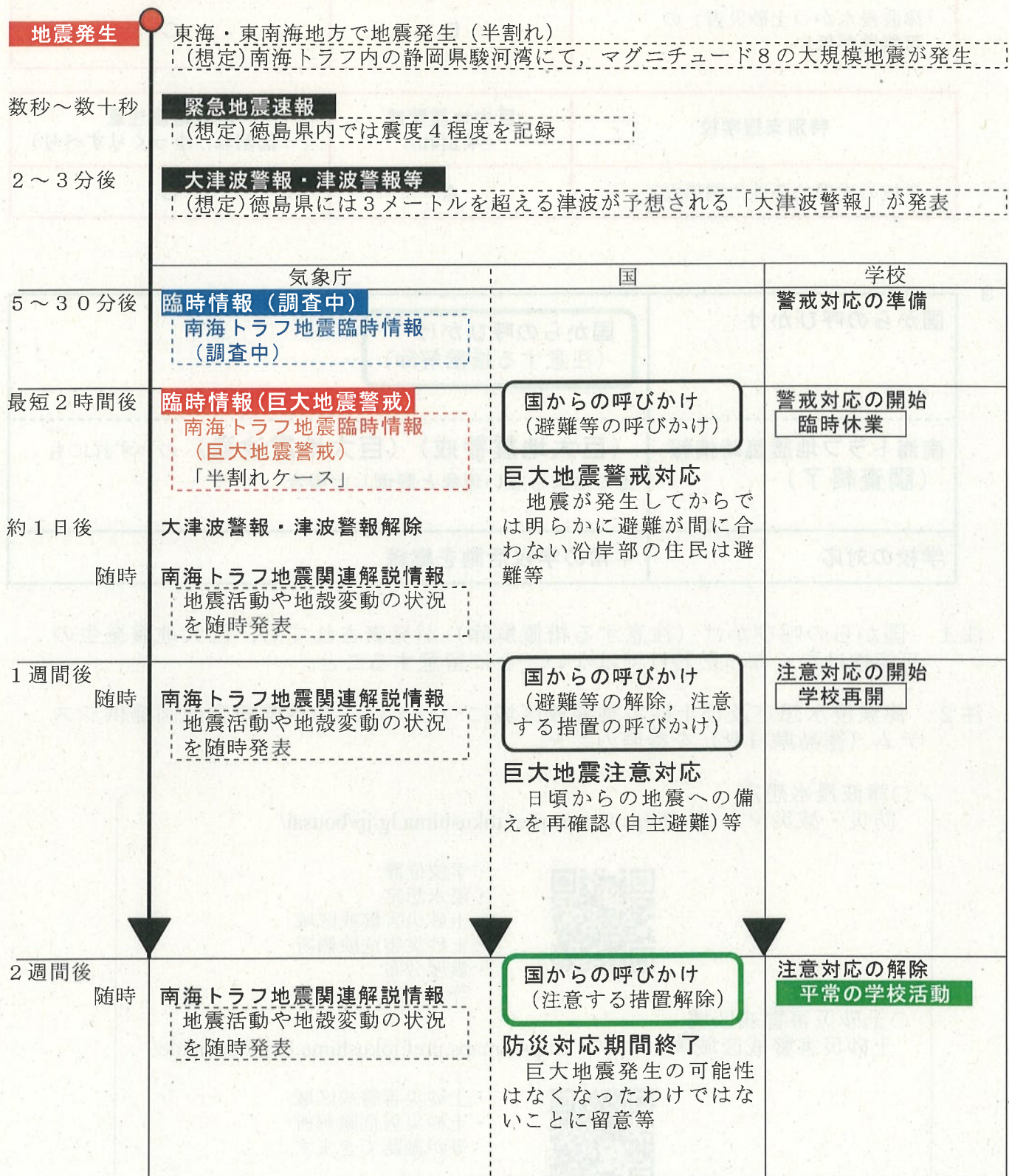


- ・土砂災害警戒区域
 - ・土砂災害危険箇所
- 等が確認できます。

IV 学校の対応

対応 A [半割れ 津波浸水または土砂災害の可能性の高い場合]

タイムライン



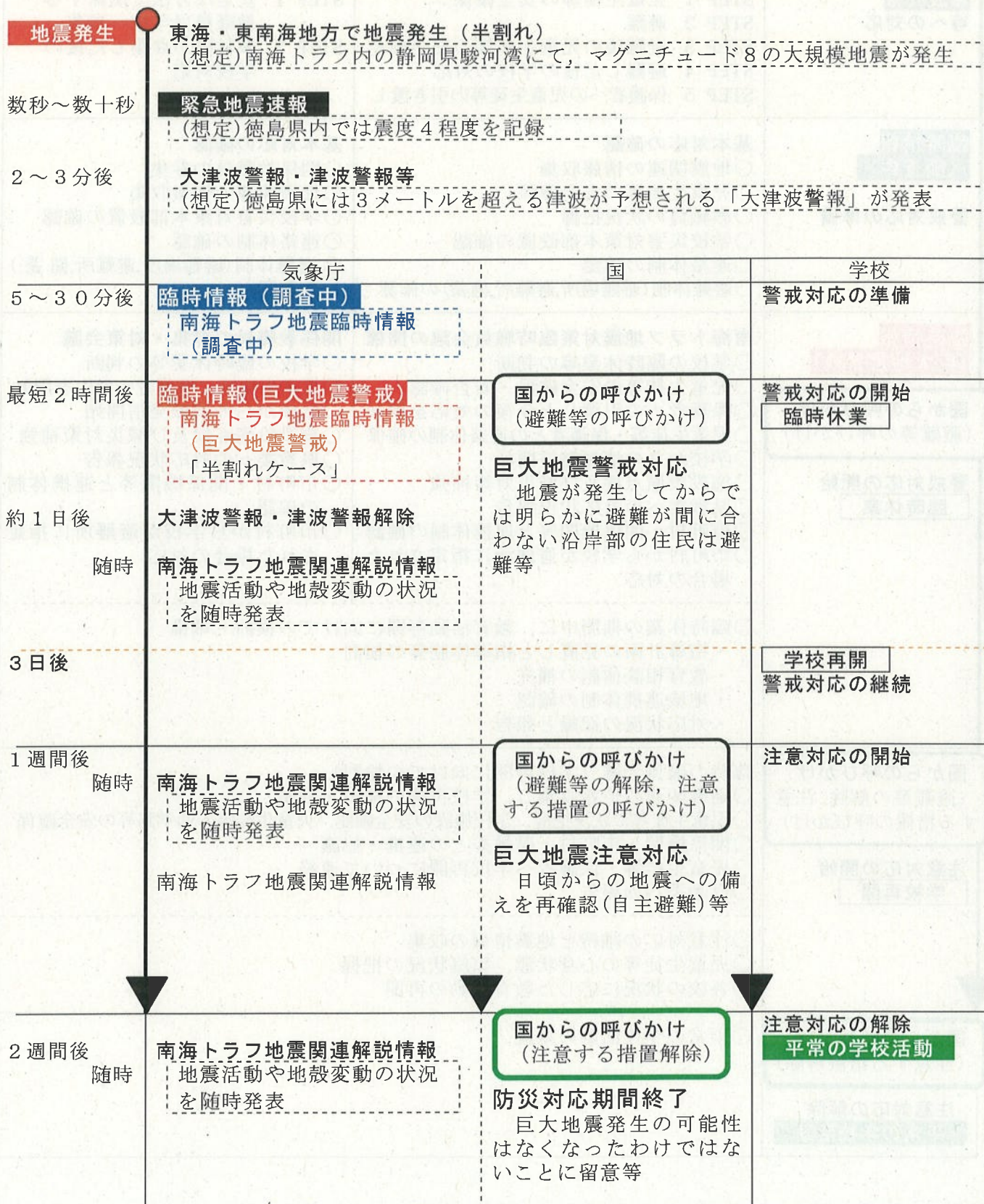
具体的対応

(注) 津波災害警戒区域内では、大津波警報等に対し、児童生徒等の安全確保を最優先に対応する。

地震発生	臨時情報の発表が学校の時間内	臨時情報の発表が学校の時間外
緊急地震速報、大津波警報、津波警報等への対応	『学校防災管理マニュアル』 (地震・津波発生時の対応) 参照 STEP 1 児童生徒等の安全確保 STEP 2 避難 STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認 STEP 4 避難した後の学校の対応 STEP 5 保護者への児童生徒等の引き渡し	『学校防災管理マニュアル』 (地震・津波発生時の対応) 参照 STEP 1 安全な方法で関係する教職員は学校へ参集 STEP 2 教職員が参集した後の学校対応
臨時情報 (調査中) 警戒対応の準備	基本対応の確認 ○地震関連の情報収集 ○児童生徒等の安全確保 ○教職員の状況把握 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制(避難場所,避難所,備蓄)の確認	基本対応の確認 ○関係教職員の参集 ○地震関連の情報収集 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制(避難場所,避難所,備蓄)の確認
臨時情報 (巨大地震警戒) 国からの呼びかけ (避難等の呼びかけ) 警戒対応の開始 臨時休業	南海トラフ地震対策臨時職員会議の開催 ○学校の臨時休業等の判断 ○児童生徒等の安全確保・安否確認 ○保護者への引渡しと今後の対応を周知 ○児童生徒等・保護者との連絡体制の確保 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制の確認 ○市町村から学校が避難所に指定された場合の対応	関係教職員の参集・対策会議 ○学校の臨時休業等の判断 ○児童生徒等・保護者へ対応を周知 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制の確認 ○市町村から学校が避難所に指定された場合の対応
	○臨時休業の期間中に、教育活動再開に向けての検討・準備 ・指導計画の見直しと指導体制等の検討 ・教育相談体制の補充 ・地域連携体制の確認 ・対応状況の記録と報告	
国からの呼びかけ (避難等の解除, 注意する措置の呼びかけ) 注意対応の開始 学校再開	臨時の職員会議(学校再開に向けての検討) ○地震関連の情報収集し、学校再開の検討・判断 ○児童生徒等の状況把握、学校施設の安全確認、児童生徒等の通学路等の安全確保 ○関係機関・市町村・県教委との連携・協議 ○児童生徒等・保護者へ学校再開について連絡 ○県教委への報告	
	○注意対応の維持と地震情報の収集 ○児童生徒等の心身状態、家庭状況の把握 ○各校の状況に応じた教育活動の再開	
国からの呼びかけ (注意する措置解除) 注意対応の解除 平常の学校活動	○平常の学校活動の継続	

対応 B [半割れ 津波浸水かつ土砂災害の可能性の低い場合]

タイムライン



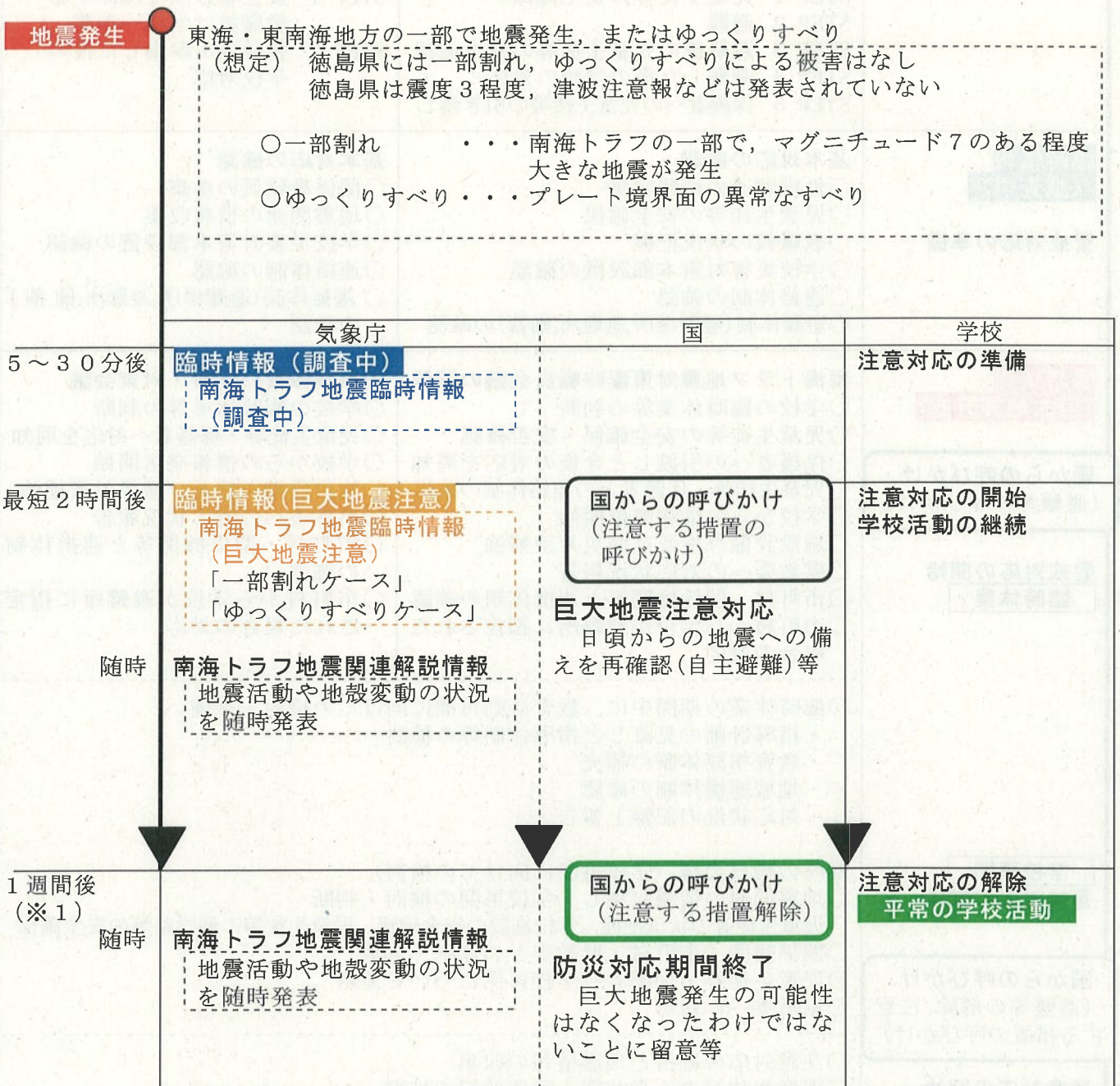
具体的対応

(注) 児童生徒等の安全確保を最優先に対応する。

地震発生	臨時情報の発表が学校の時間内	臨時情報の発表が学校の時間外
緊急地震速報への対応	『学校防災管理マニュアル』 (地震・津波発生時の対応) 参照 STEP 1 児童生徒等の安全確保 STEP 2 避難 STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認 STEP 4 避難した後の学校の対応 STEP 5 保護者への児童生徒等の引き渡し	『学校防災管理マニュアル』 (地震・津波発生時の対応) 参照 STEP 1 安全な方法で関係する教職員は学校へ参集 STEP 2 教職員が参集した後の学校対応
臨時情報(調査中) 警戒対応の準備	基本対応の確認 ○地震関連の情報収集 ○児童生徒等の安全確保 ○教職員の状況把握 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制(避難場所,避難所,備蓄)の確認	基本対応の確認 ○関係教職員の参集 ○地震関連の情報収集 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制(避難場所,避難所,備蓄)の確認
臨時情報(巨大地震警戒) 国からの呼びかけ(避難等の呼びかけ) 警戒対応の開始 臨時休業	南海トラフ地震対策臨時職員会議の開催 ○学校の臨時休業等の判断 ○児童生徒等の安全確保・安否確認 ○保護者への引渡しと今後の対応を周知 ○児童生徒等・保護者との連絡体制の確保 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制の確認 ○市町村から学校が避難所に指定された場合の対応	関係教職員の参集・対策会議 ○学校の臨時休業等の判断 ○児童生徒等・保護者へ対応を周知 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制の確認 ○市町村から学校が避難所に指定された場合の対応
学校再開 警戒対応の継続	臨時の職員会議(学校再開に向けての検討) ○地震関連の情報収集し,学校再開の検討・判断 ○児童生徒等の状況把握,学校施設の安全確認,児童生徒等の通学路等の安全確保 ○関係機関・市町村・県教委との連携・協議 ○児童生徒等・保護者へ学校再開について連絡 ○県教委への報告	
国からの呼びかけ(避難等の解除,注意する措置の呼びかけ) 注意対応の開始	○臨時休業の期間中に,教育活動再開に向けての検討・準備 ・指導計画の見直しと指導体制等の検討 ・教育相談体制の補充 ・地域連携体制の確認 ・対応状況の記録と報告	
国からの呼びかけ(注意する措置解除) 注意対応の解除 平常の学校活動	○平常の学校活動の継続	

対応 C [一部割れ、ゆっくりすべり の場合]

タイムライン



(※1)

一部割れ・・・1週間後

ゆっくりすべり・・・すべりの変化が収まってから，変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまで

具体的対応

(注) 児童生徒等の安全確保を最優先に対応する。

地震発生	臨時情報の発表が学校の時間内	臨時情報の発表が学校の時間外
<p>臨時情報 (調査中)</p> <p>注意対応の準備</p>	<p>基本対応の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震関連の情報収集 ○児童生徒等の安全確保 ○教職員の状況把握 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制(避難場所,避難所,備蓄)の確認 	<p>基本対応の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震関連の情報収集 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制(避難場所,避難所,備蓄)の確認
<p>臨時情報 (巨大地震注意)</p> <p>国からの呼びかけ (注意する措置の呼びかけ)</p> <p>注意対応の開始 学校活動の継続</p>	<p>南海トラフ地震対策臨時職員会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校の教育活動継続の判断 ○児童生徒等の安全確保・安否確認 ○保護者へ今後の対応を周知 ○児童生徒等・保護者との連絡体制の確保 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制の確認 ○市町村から学校が避難所に指定された場合の対応 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>○注意対応をとりながら、学校活動を継続</p>	<p>関係教職員の参集・対策会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校の教育活動継続の判断 ○児童生徒等・保護者へ対応を周知 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制の確認 ○市町村から学校が避難所に指定された場合の対応
<p>国からの呼びかけ (注意する措置解除)</p> <p>注意対応の解除 平常の学校活動</p>	<p>○平常の学校活動の継続</p>	

V 教職員の配備体制について

教職員の配備体制は、徳島県災害対策本部の運営規程に準じるものとする。

参考 「学校防災管理マニュアル」から

1 学校災害対策本部の設置

災害が発生、または発生するおそれがある時には、災害に迅速、適切に対応し、防災の推進を図るため、校長を本部長に、副校長・教頭を副本部長として、以下の例を参考に学校災害対策本部を設置し学校の防災及び避難所支援に当たるものとする。

(1) 教職員の配備体制と学校災害対策本部の設置基準

徳島県災害対策本部運営規程に準じる。

<教職員の配備体制>

配備区分	配備時期	勤務時間内	勤務時間外・出張中
第1 非常体制	1. 大雨注意報等が発表され、相当な災害の発生が予想されるときまたは、台風が本県に接近する恐れがあるとき 2. 県内に震度4の地震が発生したとき 3. 「徳島県津波注意」の津波注意報が発表されたとき	直ちに配備態勢につく。	連絡等により、直ちに所属校へ参集し、配備態勢につく。
第2 非常体制	1. 暴風、大雨、洪水警報等が発表されたとき 2. 台風が本県を通過することが確実とされたとき 3. 河川が警戒水位に近づいたとき 4. 県内に震度5弱または5強の地震が発生したとき 5. 「徳島県津波」の津波警報が発表されたとき 6. その他特殊災害が発生し、大規模な災害が予測される時	直ちに配備態勢につく。	連絡等により、直ちに所属校へ参集し、配備態勢につく。
第3 非常体制	1. 災害対策本部が設置されたとき 2. 県内に震度6弱以上の地震が発生したときは、全員配備態勢とする。	直ちに配備態勢につく。	連絡等により、直ちに所属校へ参集し、配備態勢につく。

注・各学校は、配備編成表を作成しておくこと。

- ・あらかじめ定められた教職員は、所属校へ参集することを原則とする。ただし、自宅が津波による避難地域の対象地域になっている場合や、倒壊する恐れがある場合などにおいては、所属校へ連絡し、自らの安全確保を行った上で参集すること。

<学校災害対策本部設置基準>

学校災害対策本部の設置基準については、次の通りを原則とし、各学校の状況に応じて、校長が決定する。

自動設置	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で震度6弱以上の地震が発生したとき ・「徳島県大津波」の津波警報が発表されたとき
校長の判断設置	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で震度5弱または5強の地震が発生したとき ・「徳島県津波」の津波警報が発表されたとき ・県内で相当規模の地震災害が発生し、又は発生の恐れがあるとき ・台風等により、大規模な災害が発生し、又は発生の恐れがあるとき ・校内で火災が発生したとき